

第13条調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して1か月以内に中間報告を行い、遅くとも3か月以内に最終報告を行うこととする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最終報告を行う期限を1か月を越えない範囲内で延期することができる。

2 調査委員会は、通報者等、調査対象者、調査対象者が所属する箇所およびその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた通報者等、調査対象者、箇所およびその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。

4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動および本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。

5 調査委員会における調査は、次の各号に定める内容について、事実に基づき、公平不偏にこれを

実施しなければならない。

一不正行為の有無

二不正行為の内容

三不正行為に関与した者とその関与の程度

四「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と認定された研究活動における、当該研究活動に関与した者の役割

五「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合、不正使用の相当額

6 調査委員会において少数意見があったときは、第1項の中間報告および最終報告にその少数意見を付記するものとする。

7/11

(調査上必要な場合の再現実験の実施)

第13条の2「研究活動に係る不正行為」の場合において、不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、または調査対象者の意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会(機器、経費等を含む。)に関し、調査委員会が倫理委員会と協議の上、合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うことができる。

---

(総長等への報告等)

第 17 条倫理委員会は、第 13 条第 1 項の中間報告および最終報告を受けたときは、その内容(第 16 条第 4 項および第 9 項の規定により調査または再調査を実施した場合は、その結果。本条第 3 項および第 9 項において同じ。)を審議の上、事実を認定し、速やかに総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。最終報告の修正を行った場合も同様とする。

2 調査委員会の解散時期は、倫理委員会が決定する。

3 倫理委員会は、第 13 条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認定した場合は、総長に対し第 1 項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度または運用体制等の問題点および再発防止のために理事会または箇所において実施すべき必要な措置(以下「是正措置等」という。)についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。

4 倫理委員会は、第 11 条第 1 項第 2 号に規定する場合において調査を実施したときは、公益通報者等の保護等に関する規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、第 1 項の規定により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告した内容(第 3 項の規定により付記された意見を含む。)を公益通報対応委員会に報告するものとする。

5 総長は、第 3 項の意見が付された報告を受けたときは、理事会において実施すべきとされた是正措置等について、理事会に報告するものとし、および箇所において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を箇所長に勧告するものとする。

6 前項の規定による勧告を受けた箇所長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、総長に報告するものとする。

7 総長は、理事会において実施した是正措置等もしくは懲戒等または前項の規定により箇所長から報告を受けた是正措置等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

8 本学は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により総長が倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、または公表するものとする。

(通報者等への通知)

第 17 条の 2 倫理委員会は、第 13 条第 1 項に定める最終報告を受けたときは、その内容を審議の上、事実を認定し、速やかに通報者等に通知する。

2 倫理委員会は、調査対象者から第 16 条第 2 項の不服申立てがあったときは、その旨を通報者等に通知する。不服申立てを却下したとき、再調査の開始を決定したときおよび再調査の結果についても同様とする。